

鹿 児 島 県 公 報

令和8年6月5日（金）第725号の2



鹿児島県

発行 鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集 総務部学事法制課
定例発行日（毎週火、金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○保安林の指定予定	(森づくり推進課取扱い)	1
○肥料の登録の有効期間の更新	(経営技術課取扱い)	1
○土地改良区の定款の変更の認可	(農地整備課取扱い)	2
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可	(港湾空港課取扱い)	2
○指定納付受託者の指定	(文化財課取扱い)	2

告 示

鹿児島県告示第359号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和8年6月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 保安林予定森林の所在場所
垂水市市木字中藪2673番1、2673番2、2673番5、2673番6、2690番4、字小久保2960番1
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第360号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和8年6月5日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所

鹿児島 県肥第 1256号	令和14年 6月1日	肉骨粉	チキンミ ール	窒素全量 りん酸全量	10.0 5.0	その他の制限事項は 公定規格のとおり	株式会社 ジャパン ファーム	曾於郡大 崎町益丸 651番地
---------------------	---------------	-----	------------	---------------	-------------	-----------------------	----------------------	-----------------------

鹿児島県告示第361号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和8年5月1日付けで徳之島用水土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年6月5日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第362号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立に関する工事のしゅん功を認可した。

令和8年6月5日

硫黄島港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 塩田康一

- 1 しゅん功認可年月日
令和8年5月28日
- 2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名
鹿児島県
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 塩田康一
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
鹿児島郡三島村硫黄島字磯松217番3及び217番4の地先公有水面
 - (2) 区域
次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを結んだ線により囲まれた区域
①の地点 鹿児島郡三島村硫黄島字稲村嶽236番の国土地理院稲村岳四等三角点（北緯30度47分02秒44、東経130度17分16秒34）から236度16分17秒891.913メートルの地点
②の地点 ①の地点から352度00分40秒23.480メートルの地点
③の地点 ②の地点から262度09分07秒13.019メートルの地点
④の地点 ③の地点から172度24分32秒23.516メートルの地点
 - (3) 面積
307.84平方メートル
- 4 埋立地の用途
ふ頭用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
令和4年12月16日
指令港空第236号
- 6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村
三島村

鹿児島県告示第363号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和8年6月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社鹿児島カード

鹿児島市泉町3番3号

- 2 指定納付受託者を指定した日
令和8年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
鹿児島県立博物館のプラネタリウム室使用料
- 4 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで